



## 1 結婚

こんいんとどけ けっこん

### 1-2 婚姻届 <結婚することを知らせるもの>

けっこん こんいんとどけ けっこん しやくしよ くやくしよ だ  
結婚するとき 婚姻届 <結婚することを知らせるもの>を 市役所や 区役所に 出して ください。そのとき、  
がいこくじん こんいんようけんぐ びしょうめいしよ ひと けっこん  
外国人は 婚姻要件具備証明書 <これに「この人は 結婚することが できる」と 書いてあります>を  
だ こんいんようけんぐ びしょうめいしよ  
出さなければいけません。婚姻要件具備証明書は たいしかんや りょうじかんで もらって ください。あなた  
の ことばで 書いてあるときは 日本語に なおしたのものも いっしょに 出して ください。日本語に なおした人  
の サインと いんかん(はんこ)が ひつようです。婚姻要件具備証明書が ない 国のときは それの かわ  
り(はんこ)のものがいります。くわしいことは 市役所や 区役所に きいて ください。

ひつようなもの	だ 出すところ/きくところ	いつ	だ 出す人
こんいんとどけ しやくしよ くやくしよ 1 婚姻届(市役所や 区役所で もらう) ※ほかの おとな 2人の サインと いんか ん(はんこ)がいる にほんじん こせきとうほん 2 日本人は 戸籍謄本 1つ がいこくじん こんいんようけんぐ びしょうめいしよ 3 外国人は 婚姻要件具備証明書か それ の かわりのもの こせき 4 パスポートなど(戸籍が 書いてあるもの)	けっこん ふたり 結婚する 2人の どちらかが すん だ ているところか 日本人の 本籍地 ほんせき しやくしよ <本籍が あるところ>の 市役所 くやくしよ や 区役所	いつでも いい	けっこん ふたり 結婚する 2人

こんいんとどけ じゆりしやうめいしよ しやくしよ くやくしよ こんいんとどけ  
 ※婚姻届受理証明書 <「市役所や 区役所が 婚姻届を うけとった」と 書いてあるもの>が ほしいとき  
 こんいんとどけ だ しやくしよ くやくしよ  
 は 婚姻届を 出したあと 市役所や 区役所で もらって ください。



(1) 日本人と外国人が結婚するとき

日本人と外国人が結婚するときは、市役所や区役所に婚姻届を出してください。つぎに自分の国のたいしかんやりょうじかんに知らせます。そのときに婚姻届受理証明書<「市役所や区役所が婚姻届をうけとった」と書いてあるもの>がいるかもしれません。婚姻届受理証明書は市役所や区役所でもらうことができます。

結婚するときに、ひつようなものは国によってちがいます。くわしいことはたいしかんやりょうじかんにきいてください。

在留資格を日本人の配偶者に変える人は、入国管理局にきいてください。

こんいんとどけ

● 婚姻届のかきかた

しめい

・氏名<なまえ>: かぞくとおなじなまえ(氏)をカタカナでさきにかきます。

せいねんがつび

としつきひ

・生年月日<たんじょうび>: うまれた年、月、日のじゅんばんでかきます。

じゅうしょ じゅうみんとろうく

・住所: 住民登録をしているところをかきます。

ほんせきち

がいこくじん

こくせき

・本籍地: 外国人は国籍をかきます。

しよめい

・署名<サイン>: サインしてください。

なついでん

・捺印<いんかん(はんこ)>: いんかん(はんこ)はないときはサインだけでいいです。



みほん  
見本

**婚 姻 届**

平成 年 月 日届出  
長 殿

	夫になる人 氏 名 生 年 月 日 住 所 (住居登録をして いるところ) 本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください) 父母の氏名 (他の親又は その他の親に 書いてください)	妻になる人 氏 名 生 年 月 日 住 所 (住居登録をして いるところ) 本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください) 父母の氏名 (他の親又は その他の親に 書いてください)
(1)	婚姻届の夫婦の 氏 - 新しい夫婦 <input type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	
(2)	婚姻届を届けた とき <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 届出	
(3)	婚姻届の届出 夫 <input type="checkbox"/> 知照 再婚 <input type="checkbox"/> 別居 年 月 日 妻 <input type="checkbox"/> 知照 再婚 <input type="checkbox"/> 別居 年 月 日	
(4)	婚姻届を届ける 際の夫婦の それぞれの職業 夫の職業 妻の職業	
(5)	夫の職業 妻の職業	
(6)	婚姻届を届けた とき <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 届出	
(7)	婚姻届を届ける 際の夫婦の それぞれの職業 夫の職業 妻の職業	
(8)	夫の職業 妻の職業	
(9)	婚姻届を届けた とき <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 届出	
(10)	婚姻届を届ける 際の夫婦の それぞれの職業 夫の職業 妻の職業	
(11)	夫の職業 妻の職業	
(12)	婚姻届を届けた とき <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 届出	
(13)	婚姻届を届ける 際の夫婦の それぞれの職業 夫の職業 妻の職業	
(14)	夫の職業 妻の職業	
(15)	婚姻届を届けた とき <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 届出	
(16)	婚姻届を届ける 際の夫婦の それぞれの職業 夫の職業 妻の職業	
(17)	夫の職業 妻の職業	
(18)	婚姻届を届けた とき <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 届出	
(19)	婚姻届を届ける 際の夫婦の それぞれの職業 夫の職業 妻の職業	
(20)	夫の職業 妻の職業	

届 出 人 夫 妻

住所を定めた年月日  
 年 月 日  
 年 月 日

通 電 話  
 住居番路が取れるところ  
 五 百 号 - 四 十 九 号

字は略さず丁寧に書いてください。



## Sample

### 記入の注意

鉛筆や消えやすいペンで書かないでください。  
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。【この場合、朝直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。】  
届書は、一通できしつかえありません。  
この届書を本籍地でない住所に出すときは、戸籍抄本（個人事項証明書）、戸籍謄本（全部事項証明書）が必要ですから、あらかじめ用意してください。

		証 人		
署 名	印	年	月	日
生 年 月 日		年	月	日
住 所		番 地 番 号		番 地 番 号
本 籍		番 地 番 号		番 地 番 号

- 「婚姻者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 父や母が再婚しているときは、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。  
養父母についても同じように書いてください。
- □には、あてはまるものに◎のようにするしをつけてください。  
外国人と結婚する人が、まだ戸籍の婚姻者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。
- 再婚のときは、再婚の届出について書いてください。  
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく法定統計第5号、厚生労働省所管）にも用いられます。

- 署名は必ず本人が自署してください。
- 印は各自別々の印を押してください。
- 届出入の印をご持参ください。



(2) 結婚する 2人が 外国人のとき

結婚するときに ひつようなものは 国によって ちがいます。くわしいことは 2人の 国の たいしかんや り  
ようじかんに きいて ください。

日本の 市役所や 区役所に 婚姻届を 出すときは 市役所や 区役所に 何がいるか きいて ください。  
市役所や 区役所に 婚姻届を 出したあと 婚姻届受理証明書<「市役所や 区役所が 婚姻届を う  
けとった」と かいてあるもの>を もらって ください。それを 2人の 国の たいしかんや りようじかんに 出し  
て ください。

(3) 結婚したあとの 国籍

外国人が 日本人と 結婚しても 日本人になることは できません。日本人になるためには 法務省に もう  
しこんで 日本国籍を もらわなければなりません。これを 帰化と いいます。(くわしくは [D いろいろな手続  
き3](#)を みて ください)。